

【標準的な仕様書（ひな型）の趣旨】

- ◇ 本ひな型は、「中央省庁における公用車の運用に関する統一的な取扱方針」本文の趣旨を踏まえ公用車運行業務の委託契約の仕様書に記載する標準的な事項を整理したものである。
- ◇ したがって、各府省等において仕様書を作成する際には、各府省等の個別の事情を踏まえ本ひな型に適切に記載を加えるほか必要があれば表現を修正することを想定している。
- ◇ なお、本ひな型中「～が望ましい」としている箇所は上記方針本文記載の総合評価落札方式の加点要素とするものである。

標準的な仕様書（ひな型）

1. 件名 公用車運行業務請負

2. 目的

本業務は、●●省において安全・安心な公用車（３（３）の管理車両をいう。）の運行の確保及び公務の円滑かつ効率的な遂行に寄与することを目的とする。

3. 請負の内容

（１）請負業務の範囲

- ア 管理車両の運行業務全般
- イ 車両の整備・点検
- ウ ア及びイに附帯する事項

（２）請負期間

令和●年４月１日～令和●年３月３１日

（３）管理車両

管理車両は別表〔各府省等で該当車両を列举〕のとおりとし、その保管場所及び保管方法は●●省が指定する。

※●●省の指示により、管理車両に変更が生じたときは、変更後の車両を管理車両とする。

（４）請負者の要件・責務

- ア ４から１０までの記載事項を適切に履行できること。
- イ 過去３年以内に請け負った自動車運行業務において、死亡事故を含む重大事故を起こしていない者であること。

ただし、上記の重大事故を起こした者であっても、当該事故に対する再発防止策を策定した上で、ＩＳＯ３９００１（国際標準化機構の道路交通安全）の認証取得等の安全対策を講じたことにより●●省が了解した場合はこの限りでない。
- ウ 請負者は、業務の遂行に当たっては、法令を遵守するとともに、●●省の指示に従い、

常に善良な管理者の注意をもって行うこと。

4. 運行管理体制

(1) 責任者

ア 請負者は、●●省が指定する公用車管理者（以下「公用車管理者」という。）と緊密に連携して請負業務全般を総括する責任者を 1 名配置すること。

イ 責任者は、●●省が指定する場所に常駐し、●●省から業務に関する指示を受けて運転手に指示を行うなど、運転手の指揮監督を行うこと。

ウ 責任者は、運転手と兼務せず、運転業務は行わない。

エ 責任者の要件は以下とする。

- ① 自動車の運行管理について十分な知識及び実務経験を有すること。
- ② 自動車運転歴が 10 年以上、かつ東京都内（特に千代田区周辺の官公署等主要施設の配置や道路事情に精通していることを条件とする。）において運転従事歴 5 年以上を有する者であって、幹部等送迎用車両運行業務歴 2 年以上を有すること。
- ③ 請負者の下で、法令に従い雇用保険に加入していること。
- ④ 運行管理者資格証（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 23 条の 2 第 1 項の資格証をいう。）の交付を受けている、既に安全運転管理者（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 74 条の 3 に規定する安全運転管理者をいう。）としての届出を行っているなど、安全な運転の確保を図るための追加的な措置が講じられていることが望ましい。

◇ あらかじめ請負者に「副責任者」の設置を求め、責任者が不在の場合に責任者代理としてその職務を代行させることも考えられる。

(2) 運転手

ア 請負者は、管理車両の運転及び毎日の点検・清掃等を行う運転手を●名配置すること。

イ 運転手の要件は以下とする。

- ① 請負開始年度の 4 月 1 日時点で、満年齢 65 歳未満の者。
ただし、健康診断の結果や、運転技能、地理的知識、接遇マナー等について請負者が実地で検査した結果を踏まえ、支障なく運行を行えることを確認した旨を証する書面を提出し、●●省の了解を得た場合には、65 歳以上の者を運転手とすることができる。
- ② 60 歳以上の者にあつては、業務開始日の直近 1 年以内に独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）等が実施する適性診断のうち適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。以下同じ。）を受検

し、請負者において問題がないと認められる者であり、かつ、●●省が了解した者であること。

- ③ 自動車運転歴が10年以上、かつ東京都内（特に千代田区周辺の官公署等主要施設の配置や道路事情に精通していることを条件とする。）において運転従事歴5年以上を有する者であって、幹部等送迎用車両運行業務歴2年以上を有すること。
- ④ 過去3年間に於いて運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。
- ⑤ 請負者の下で、法令に従い雇用保険に加入していること。
- ⑥ 過去1年間に於いて健康診断を受診し、健康状態に問題がなく、業務遂行に支障がないと認められる者であること。
- ⑦ 請負者が実施する社内服務教育及び安全運転の教育・研修を過去1年以内に受けていること。
- ⑧ 普通自動車免許を保有していること。
- ⑨ 普通自動車二種免許を保有していることが望ましい。

ウ 請負者は、運転手が病気その他の事情により業務を遂行できなくなった場合に備え、予め交代するための運転手（以下「交代要員」という。）を一定人数確保し、迅速かつ確実に業務の履行ができる体制を構築すること。交代要員はイを満たす者とする。

（3）名簿

請負者は、責任者、運転手及び交代要員の名簿を作成し、次の書類を添付して契約締結前に●●省に提出すること。

- ・履歴書
- ・運転免許証の写し
- ・自動車安全運転センターの発行する運転手の運転記録証明書（直近3年分）
- ・雇用保険被保険者証の写しなど（1）エ③及び（2）イ⑤を確認できる書類
- ・過去1年以内に受診した健康診断の結果の写しなど（2）イ⑥を確認できる書類
- ・（2）イ⑦を確認できる書類
- ・（2）イ①の確認書面（65歳以上の運転手のみ）
- ・適齢診断の結果の写し（60歳以上の運転手のみ）
- ・業務遂行に支障がない旨を証明した産業医の診断結果等（健康診断の結果、運転業務に支障を及ぼすリスクが高いとされる所見（脳血管疾患や心臓疾患等）が認められた運転手や過去に健康上の理由により請負者の下で自動車運行業務に従事できなかったことがある運転手は必須とし、その他の運転手については任意。）

（4）留意事項

ア 請負者は、運転手を交代させる場合は、緊急の場合を除き14日前までに（3）の名

簿を更新の上、添付書類とあわせて●●省に提出し、交代日までに業務内容の十分な引継ぎを行うこと。

イ 請負者は、３（３）の●●省の指示による管理車両の変更に伴い運転手を増やす必要がある場合は、運転手の手配を速やかに行い、（３）の名簿を更新の上、添付書類とあわせて●●省に提出すること。

ウ 請負者は、本契約に際して責任をもって前請負者から引継ぎを受けるなど、業務遂行に支障がないよう十分な準備をすること。また、●●省の指示により後任の請負者への引継ぎを行うこと。

エ ７の研修又は８の健康管理に係る診断において注意を要する項目が認められるなど問題があった場合には、請負者はその責任において指導・監督を行った上で、業務に支障がないことを確認し、公用車管理者に報告して了解を得ること。業務に支障がないことを確認できない場合には、当該運転手の配置を見直すなど必要な措置を行うこと。

オ ●●省は、責任者又は運転手の業務の状況その他の事由により、安全・安心な公用車の運行の確保及び公務の円滑かつ効率的な遂行ができないと判断される場合には、請負者に対し、判断理由を具体的に示して責任者又は運転手の交代を命じることができる。

５．勤務体制、配車等

（１）運行計画

ア 勤務体制の確保のため、責任者は、公用車管理者と連携して、以下の項目を記載した運行計画を運行日の前週までに作成する（運行計画は用務等に応じて変更すること）。その際、運転手による出発地から目的地到着までの運行について、時間に余裕を持った配車スケジュールを組むこと。

- ・ 運行の目的
- ・ 運行日
- ・ 出発時刻及び帰着予定時刻
- ・ 運転手の氏名
- ・ 走行予定距離

イ 責任者は、アの運行計画に基づき運転手に業務の指示を行う。

ウ 責任者は、運転手が病気その他の事情により、業務を遂行できない場合は、交代要員により業務に支障がないようにすること。

（２）勤務時間

- ◇ 各府省等の個別の事情を踏まえ記載。ただし、方針本文記載の「長時間勤務の解消をするため、労働法規を遵守するとともに、送迎時間は原則として、朝は７時３０分から、夜間は１９時３０分までとする」ことに留意。
- ◇ 災害時の体制整備について「災害時等においても、業務履行時間外に車両の運行が必要となる場合には、業務履行時間外においても体制を確保し、速やかに車両の運行を確保できることが望ましい。」として加点要素とすることも考えられる。

（３）産業医等の面談等

運転手の月当たりの超過勤務時間が８０時間を超過した場合、当該運転手は産業医等による面談等を受けること。また、責任者が必要と認める場合は、超過勤務時間が８０時間以下であっても当該運転手は面談の対象とすること。

（４）点呼及び呼気検査

ア 責任者は、毎日の業務開始時及び午後の業務前に点呼を行い、運転手の健康状態について過労、病気、その他正常な運転をすることができない状態ではないかの確認を行い、必要な指示を行うこと。

- ◇ 点呼において、免許証の携帯、服薬状況、血圧を確認することも考えられる。また、特に午後の業務前における点呼については、昼食後の生理的な眠気による覚醒レベルの低下を防ぐため、言語の明瞭さや覚醒状態を確認することも考えられる。

イ 責任者は、アルコール検知器を常時保有し、毎日の業務開始時及び業務終了時に運転手に対して呼気検査を行い、検査結果を確認すること。

ウ 責任者は、点呼及び呼気検査の結果、業務遂行に支障があると判断される場合は、その内容を記録するとともに、運転手の配置から外し、交代要員を速やかに手配するなど、必要な措置を行うこと。

（５）日報等

責任者は、運転手に毎日の管理車両の運行状況について、●●省が定める様式（日報等）を作成させ、翌日（翌日が勤務日でない場合は、その次の勤務日）までに、公用車管理者に提出すること。

６．車両の整備・点検等

（１）管理車両の取扱いは善良な管理者の注意をもって行い、管理車両を業務以外の目的に使用してはならない。

- (2) 運転手は、毎日、運行前から運行後にかけて点検及び清掃を行い、常に管理車両を清潔に保つこと。また、●●省が指定する場所で適切に給油等を行うこと。
- (3) 運転手は、管理車両を運行中に、待機等のため停車するときは、管理車両から離れてはならない。やむを得ず管理車両から離れる場合には、他の車両等の通行に支障がないようにすること。また、盗難及び損傷防止のための措置を講じること。
- (4) 運転手は、管理車両を亡失又は損傷した場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出る等必要な措置をとり、速やかにその旨を責任者に連絡し、その指示を受けること。責任者は、運転手から報告を受けたときは速やかに公用車管理者に報告すること。
- (5) 運転手は、業務終了後速やかに管理車両を指定された場所に格納すること。
- (6) 運転手は、管理車両を格納したときは、速やかに鍵を車外に持ち出し、全ての扉を閉鎖施錠するなど盗難及び損傷防止のための措置を講じること。
- (7) 責任者は、運転手による管理車両の整備・点検が適切に行われるよう、毎月及び随時、管理車両の状況を確認すること。
- (8) 請負者は、●●省が貸与する管理車両の鍵、その他の物品等について、業務以外の目的で●●省の敷地外へ持ち出さず、責任者に適切に管理させること。万が一、紛失した場合は速やかに●●省に報告すること。

7. 研修による運転技術の確保

- (1) 請負者は、自動車安全運転センターを活用するなどして、運転手に請負業務の履行に必要な知識（安全・円滑な運行に関する知識、運行区域に係る道路状況等地理的な知識、機密保持に関する知識等）、安全・確実な運行に必要な運転技能の確保及び運転・接遇マナーに関して研修を原則として年に1回、受講させること。
- (2) (1) の研修に係る費用は、請負者の負担とする。

8. 健康管理等

- (1) 責任者は、年2回の健康診断を実施することにより運転手の健康状態等を把握し適切に指導・助言等を行うこと。健康診断の結果、運転業務に支障を及ぼすリスクが高いとされる所見（脳血管疾患や心臓疾患等）が認められる場合は、運転手の配置から外すこと。ただし、産業医の診断等により業務に支障がないことが証明された場合はこの限りでない。
- (2) 請負者は、原則として年に1回、60歳以上の運転手（請負期間中に60歳に達した者を含む。）に適齢診断を受検させ、運転手の適性を確認し、当該診断の結果の写しを公用車管理者に提出すること。

また、60歳未満の運転手についても、必要と認める場合は、機構等が実施する適性診断のうち適齢診断又は一般診断を受検させ、運転手適性の確認を行うこと。

(3)(2)の適齡診断又は一般診断に係る費用は、請負者の負担とする。

◇ 上記のほか、「請負者は、運転手について業務遂行にリスクのある薬の服用について事前に申告させた上で業務遂行に支障がない旨を証明した主治医による診断書を確認するなど、運転手の服薬管理を徹底すること。」を記載することも考えられる。

9. 事故等の処理

(1) 請負者は、業務中の人身、対物及び車両事故が発生した場合は、事故の如何に関わらず全て適切に対処すること。また、その損害に対する賠償責任を負うものとし、これに伴う一切の費用を負担すること。

(2) 運転手は、業務の遂行中に交通事故等が発生した場合には、直ちに負傷者の救護、警察への通報等必要な措置を講じるとともに、速やかに事故等の状況を責任者に報告すること。責任者は、運転手から報告を受けたときは速やかに公用車管理者に報告すること。

また、請負者は速やかに事故処理を行うこと。

10. 秘密の保持

請負者、責任者及び運転手は、本請負業務の遂行上及びこれに関連して知り得た一切の情報について業務の目的外に使用、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。請負期間終了後も同様とする。

11. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、●●省と協議の上決定する。